

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の改正について

1 改正する条例

- (1) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 56 号）
- (2) 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成 26 年川崎市条例第 35 号）

2 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の改正について

(1) 改正理由

- ア 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正（平成 27 年厚生労働省令第 63 号）
（平成 27 年 3 月 31 日公布 同年 4 月 1 日施行）
- ・ 4 人以上の乳児を入所させる保育所において、保健師又は看護師を 1 人に限って保育士とみなすことができる保育士の配置要件の特例について、准看護師を追加することとされた。
- イ 児童福祉法の一部改正（平成 26 年法律第 51 号）
（平成 26 年 6 月 4 日公布 平成 27 年 4 月 1 日施行）
- ・ 地方分権改革を推進するための第 4 次一括法による児童福祉法の改正により、児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）を指定する権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲された。
 - ・ 上記の児童福祉法の改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）が改正された。（平成 27 年 3 月 31 日公布 同年 4 月 1 日施行）
- ※養成施設の指定権限は、児童福祉法施行規則により、厚生労働大臣から地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に委任されていた。

(2) 改正の内容

児童福祉法の規定により、児童福祉施設の設備及び運営の基準については、厚生労働省令で定める基準に基づき、市町村が条例で定めることとされている。

- ア 条例附則第 6 項の改正
保育士の配置要件の特例に准看護師を追加する。
- イ 第 54 条第 2 項第 1 号、第 60 条第 1 号及び第 96 条第 3 号の改正
養成施設の指定について、「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

3 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の改正について

(1) 改正理由

- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（平成 27 年厚生労働省令第 63 号）
（平成 27 年 3 月 31 日公布 同年 4 月 1 日施行）
- ・ 小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業 B 型及び事業所内保育事業所において、保健師又は看護師を 1 人に限って保育士とみなすことができる保育士の配置要件の特例について、准看護師を追加することとされた。

(2) 改正の内容

児童福祉法の規定により、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準については、厚生労働省令で定める基準に基づき、市町村が条例で定めることとされている。

ア 条例第 32 条第 3 項、第 35 条第 3 項、第 48 条第 3 項及び第 51 条第 3 項の改正

小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業 B 型及び事業所内保育事業所において、保育士の配置要件の特例に准看護師を追加する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 市議会への提案

平成 27 年第 3 回川崎市議会定例会（6 月議会）

6 施行期日

公布の日から施行